

令和2年5月14日

## 買出人登録について

日頃より、当市場の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さてこの度、改正盛岡市中央卸売市場業務規程等が6月21日から施行されますが、このことに伴い、買出人の方は新たに登録をしなければならないこととしました。

つきましては、既に買出人登録されている方又は現在買出人登録されていない方は、次により登録手続きをしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 対象者

市場において次のいずれかの取引を行おうとされている方。(生鮮食料品等に係る事業を行う方に限ります。)

(1) 卸売業者から相対取引による卸売を受けようとしている方。

(2) 仲卸業者から販売を受けようとしている方。

2 受付場所 市場本棟3階 市場管理事務所

3 受付日時 令和2年5月18日から  
午前8時30分から12時、午後1時から4時30分  
(市場休業日は休み)

4 その他 手続き・お問い合わせ先は下記担当まで。

#### 【担当】

市場管理事務所  
佐々木 杏介  
電話 019-614-1000